

(別紙)

第1 当事者の表示

埼玉県東松山市 [REDACTED]

原告 [REDACTED]

千葉県松戸市 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

第2 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件の解決金として、金8万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成23年6月末日限り、[REDACTED]の[REDACTED]名義の普通預金口座 [REDACTED]に振り込んで支払う。
- 3 被告が前項の金員の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する平成23年7月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以上